

【概要】茨木市開発指導要綱の一部改正（令和3年4月1日実施）

■主な改正内容

- (1) 茨木市開発行為等連絡協議会に関する文言を削ります。（指導要綱第9条第5項、施行基準第5、付図1、付図2、付図4）
- (2) 行政機構の再編整備に伴い、関係課の名称を改めます。
- (3) 様式等を改めます。
  - ア 登記承諾書を登記原因証明情報兼登記承諾書に改めます。（財産活用課）
  - イ 道路台帳の記載内容を改めます。（建設管理課）
  - ウ 道路に係る基準に電線共同溝等に関する項目を加えます。（建設管理課）
  - エ 公園等に係る基準のうち、「茨木市緑化対策推進に関する基本要綱」を削ります。（公園緑地課）
  - オ 排水施設に係る基準のうち、管路施設基準を改めます。（下水道施設課）
  - カ 水利関係者との協議を要する要件を改めます。（下水道施設課）
  - キ 排水施設に係る基準のうち、水路の暗渠化の例外規定を削ります。（下水道施設課）
  - ク 排水施設に係る基準のうち、調整池に関する基準を削り、雨水抑制施設の規定を加えます。（下水道施設課）
  - ケ 開発行為等に係る消防同意基準内の用語との整合を図るため、文言の整理を行います。（消防本部予防課）
- (4) その他文言整理等

■実施時期

令和3年4月1日

（問い合わせ先）

都市整備部 審査指導課 指導係

直通電話 072-620-1661

FAX 072-620-1730

Mail [shinsashido@city.ibaraki.lg.jp](mailto:shinsashido@city.ibaraki.lg.jp)